

令和4年(行ウ)第3号 公文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 ニライ・カナイぬ会

被告 沖縄県

準備書面(6)

令和5年4月28日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 崎山 敬太

1 令和5年3月28日付き求釈明申立書第1について

本件移管台帳のうち、「頭蓋骨標示」に記載されている情報が、本件条例第7条第7号ウの調査研究に係る事務に関する情報に該当することについては、従前の主張してきたとおりであり、本件移管台帳のうち、「頭蓋骨標示」に記載されている情報が、原告第3準備書面・6頁にまとめた地域名が記載されているに留まるかについては回答しない。

2 同第2の3について

(1) 求釈明事項①について

新型コロナウィルス感染症の危険性や対応に対する考え方は、人それぞれである。本件人骨に関する調査先は、新型コロナウィルス感染症の拡大を含む諸般の事情により、当時、調査に訪れることが遠慮してもらいたいとのことだった。このように処分庁が、新型コロナウィルス感染症の拡大を理由に渡航を伴う全調査を断念したわけではなく、原告が求める令和3年度予算のうち、文化財関連事業において、本件人骨に関する調査以外の普通旅費が予算執行されたものはある。

そのため、他の事業も含めた普通旅費の予算執行状況を明らかにす

ることによって、本件人骨に関する調査が実施できていないことの理由が明らかになるわけではないから、求釈明事項①については明らかにしない。

(2) 求釈明事項②について

本件人骨について、処分庁は本件人骨を収集したとされる場所の情報を特定するため、記録類の確認を目的とした調査を予定しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大を含む諸般の事情により、昨年度まで実施できていない。

しかし、関係機関等との協議を重ねた結果、今年度の調査が可能となつたため、処分庁としては年度内に調査を実施したいと考えている。

本件人骨の調査とは、移管台帳に記載された情報の根拠となる記録類の確認を目的としているが、これらの資料には作成後の時間経過等により、保存状態の良好でないものが含まれている。そのため、調査の際には直接資料を確認する必要があり、原告の主張するオンラインでの実施は適さない。

また原告は、詳細な情報が記載されたものは存在しないはずであり、処分庁の調査は実施不可能とも主張しているが、本件人骨の調査で実施する記録類の確認は、詳細な情報が記載された資料の存否の確認も対象としていることから、そのような指摘は当たらない。

(3) 求釈明事項③について

被告が調査する移管台帳に記載された本件人骨を収集したとされる場所の情報は、原告第3準備書面・6頁にまとめられた地域名にとどまらず、さらに、具体的にその地域のどこの墓ということまでわかれればそういうった情報まで調査の対象としている。

以上